

平成19年12月

太宰府市議会総務文教常任委員会会議録

平成19年12月7日(金)

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

〔平成19年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

平成19年12月7日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第 82号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第 83号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第 84号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第 85号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第 86号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第 87号 太宰府市立都水城共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第 88号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第 89号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第 90号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第 91号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 92号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第 93号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第 94号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第 95号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第 96号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第 97号 大宰府展示館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第 104号 政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を公開する条例について
- 日程第18 議案第 113号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第 107号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第20 発議第 3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

## 2 出席委員は次のとおりである(7名)

委員長	清水章一	議員	副委員長	小柳道枝	議員
委員	武藤哲志	議員	委員	佐伯修	議員
”	門田直樹	議員	”	渡邊美穂	議員
”	長谷川公成	議員			

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

総務部長	石橋正直	協働のまち推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	教育部長	松田幸夫
議会事務局長	白石純一	会計責任者	古川泰博
監査委員事務局長	木村洋	総務・情報課長	木村甚治
経営企画課長	今泉憲治	管財課長	轟満
協働のまち推進課長	大藪勝一	税務課長	宮原仁
納税課長	児島春海	教務課長	井上和雄
学校教育課長	松島健二	生涯学習課長	藤幸二郎
中央公民館長 兼市民図書館長	吉鹿豊重	文化財課長	齋藤廣之
会計課長	和田有司	議事課長	田中利雄
特別収納課 特別収納係長	中村和史		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 花田敏浩

開会 午前10時00分

~~~~~

委員長（清水章一委員） 皆さん、おはようございます。

まず、委員会の開会に先立ち、委員のみなさんへ、現在7名の傍聴許可をいたしておりますので、報告申し上げます。

次に、傍聴される皆様には、委員会中はお手元の傍聴の際の注意事項をお守りください。

また、議案内容によっては、討論、採決時に一時退席願うことがありますのでご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

今回、当委員会に付託されております案件は、指定管理者の指定16件、条例の改正2件、補正予算1件、継続審査となっていた発議1件です。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

~~~~~

日程第1から日程第16まで一括議題

委員長（清水章一委員） おはかりします。

日程第1、議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第16、議案第97号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第16までを一括議題といたします。

まず、日程第1、議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から、日程第4、議案第85号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」までについて、執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（藤幸二郎） それでは、日程第1から日程第4まででございます。太宰府市体育センター、太宰府歴史スポーツ公園、太宰府市立大佐野スポーツ公園につきましては、平成20年度から公募による随意選定、20年度からですね。公募による指定管理者というふうなことで、公募いたしまして市のホームページ等でピーアール活動をいたしました結果、体育センターにつきましては4つの団体、企業も含めておりますが、太宰府歴史スポーツ公園につきましては3つの団体、協会の応募、太宰府市立大佐野スポーツ公園については同じく3つの企業、団体から応募を受けております。

まず、第一次審査といたしまして書類審査をして適正についての判断をしております。協働

のまち推進担当が中心になって選考委員会を開きまして、12月9日にいわゆる経営に関する理念、信用度合い等を、いわゆるプレゼンテーションということで、企画提案をいただきまして、それぞれ参加者から概ね15分をめぐりに聞き取りをさせていただきまして、それぞれ6人の委員がおりまして、その6人の委員が応募者の経歴及び能力、施設全体の管理運営の体制、機械等の点検、整備、総合的にいろいろ施設によって若干内容が違いますが、それを聞き取り調査、自分のところはこんなことを注意してやります、こんなことも全国でやっておりますと、実績等についても出されます。

それを各委員が採点をいたしました結果、それぞれ太宰府市体育センターについては株式会社エルベック、太宰府歴史スポーツ公園についてはシンコースポーツ株式会社、それから太宰府市立大佐野スポーツ公園についても同じくシンコースポーツ株式会社ということで高得点を得られましたところを指定管理者にすべきであるというふうな判断に至ったものでございます。適正な施設の管理運営ができるものと判断した次第でございます。それから日程第4の議案第85号の太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定につきましては、随意選定というふうな形で前年度の決算、運営のあり方等を勘案した結果、引き続き太宰府市文化スポーツ振興財団の方に随意選考によりまして指定管理者とすべきというふうな判断で申請書のご提出を、期間につきましては平成20年4月1日から平成22年3月31日というふうなことで随意選定をしたいと判断をいたしましてご提案を申し上げるということでございます。

以上です。

委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

次に日程第5、議案第86号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から日程第13、議案第94号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までについて執行部の補足説明を求めます。

中央公民館長。

中央公民館長（吉鹿豊重） 日程第5から日程第13まで、太宰府市の共同利用施設が9つございます。これは平成18年の6月の議会の中で提案させていただきましてご承認をもらっております。この期限が平成20年3月31日までとなっておりますので、継続をお願いしたいということで今回上程をさせていただいております。

内容につきまして大まかにちょっと説明をさせていただきたいと思っておりますけども、この共同利用施設につきましては、航空機の騒音の防止に関する法律ということで補助金を受けております。その関係上施設は市の建物ということになっております。地方自治法の改正によりまして、平成18年3月に条例が改正されましたので、指定管理者制度が導入されるようになっておりました。それで平成18年9月から平成20年3月31日までを指定管理者として6月の議会に上程しご承認をもらっております。その中で今回も同じような継続というような形で、市と各共同利用施設の各区の自治会と契約を結んでいきたいと思っております。それから選定に当たりましたということで、補助金をいただいた大阪の航空局から指定管理に関する制度に対しての

注意事項というものがございまして、一つは住民と無関係な者を指定管理者としないことというのが言われています。それから二つ目は営利企業を指定管理者としてはならないということで、もしこれに反した場合は補助金の返還を出しますということです。これの補助金につきましては約50年過ぎますといいということですが、建物が実際50年もつかどうかちょっとわかりませんが、一応そういうふうになっております。で、今回は平成20年4月1日から平成22年3月31日までの指定管理者制度管理のお願いを今回上程させていただいております。ご承認のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

次に日程第14、議案第95号「太宰府市図書館の指定管理者の指定について執行部の補足説明を求めます。

市民図書館長

市民図書館長（吉鹿豊重） この件につきましても平成18年の3月の総務文教常任委員会の中でご説明をさせていただきました。これも先ほど申しましたように20年3月31日までの2年間でございますので、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間を指定管理者としてお願いを申しあげるわけでございます。この指定管理者につきましては、前回と同じように太宰府市文化スポーツ振興財団の方をお願いをしようと思っております。指定管理料につきましては約3,300万円をお願いをするようにいたしております。

内容につきましては前回と同じで、嘱託の司書が12名、臨時職員としまして移動図書館運転手、それからいろんな内容がありまして、お願いをするわけで、内容的には前回と変わらないでお願いしたいということです。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 本案についての補足説明は終わりました。

次に日程第15、議案第96号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」及び、日程第16、議案第97号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」につきまして執行部の細く説明を求めます。

文化財課長。

文化財課長（齋藤廣之） 議案第96号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

文化ふれあい館は歴史の散歩道の中核施設といたしまして、歴史を感じていただきながら憩いを取っていただける場、また博物館的機能ですね、それから埋蔵文化財の調査研究施設や市史資料室などの複合施設として活用させていただいておりますが、この設置目的に沿った効果的な運営を行っていくために前回に引き続きまして太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定によりまして、公募によらない候補者として、指定管理者を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定し管理運営を委託するものでございます。

なお、期間は平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間でございます。

続きまして議案第97号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」でございますけれども、大宰府展示館は大宰府の歴史を展示する館としての機能はもとより、太宰府市の広大な文化財の保存と活用を図るための機関であります、古都大宰府保存協会を置きまして活動を現在行っております。この設置目的に沿った効果的な運営を行っていくために、前期に引き続きまして、太宰府市公の施設に係る指定管聖者の指定手続等に関する条例第5条の規定によりまして、公募によらない候補者としまして、指定管理者を財団法人古都大宰府保存協会に指定しまして管理運営を委託するものです。

なお、期間は平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間でございます。

以上です。

委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

審査の順序としては、まず、議案第82号から議案第97号までについて一括して質疑を行います。その後議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第82号から議案第97号までについて全般的な質疑を行います。質疑される際は、議案第何号に対しての質疑かを明確にしてから発言をお願いします。

門田委員。

委員（門田直樹委員） まず、議案第82、83、84号に関して公募を行われ、また、議案第85、96、97号ですね、いきいき情報センター、それから文化ふれあい館と大宰府展示館ですね、に関しては随意選定で行われたということですが、その根拠と申しますか、先ほどの説明の中にありましたように、効果的で合理的な運営ができるかどうかということで、まさに指定管理者というのは、そういうふうな公募を行った場合に、いろんな事業計画等々ですね、で、効果的でいい運営ができるかどうかでされるんですが、この85、96、97号を随意選定にされた考え方、経緯についてご説明ください。

委員長（清水章一委員） 答弁は。

今、85号から87号ということですか。

（門田直樹委員「85、96、97号」と呼ぶ。）

委員長（清水章一委員） まず85号。生涯学習課かな。96号と97号。

生涯学習課長。

生涯学習課長（藤幸二郎） 先ほど私、12月9日に受けたというふうには言っておりましたが、11月9日が書類選考委員会のヒアリングの日にちでございますので訂正させていただきます。

いきいき情報センターにつきましては、使用の形態、市民の利用の取り扱いが非常に多岐にわたっておりまして、やはり公平第一に効率的に運営するという観点からいきますと、太宰府市文化スポーツ振興財団の経過、実績等を判断しまして引き続き随意による選考がベターじゃなかるうかというふうな判断を持った次第でございます。

以上です。

委員長（清水章一委員） 文化財課長。

文化財課長（齋藤廣之） 選考に当たりまして平成17年、18年の決算及び事業内容等を検討いたしまして、文化ふれあい館につきましてはそれぞれ10年間蓄積したノウハウ、ネットワークを持った当財団に委託することがより市民サービスにつながるという判断をいたしておりますし、また大宰府展示館につきましても、先ほど申しました古都大宰府保存協会に指定することが、より目的に沿った管理運営ができるという判断で指定管理者を指定させていただいております。

委員長（清水章一委員） 門田委員。

委員（門田直樹委員） 今説明がありましたように、利用形態ですね、がいろいろあるので実績等と言いますが、実績というのは1回でもやってみないと実績というのはいけませんよね。そこで、今回私も言いづらいのは当事者の一人でもありまして、先ほどのヒアリング等ですね、出ていろいろと話をさせてもらった関係で、あくまでも地元の主のNPOとかですね、ボランティア団体、そういったものの今後の育成といいますか、どう生き延びていくかということもかかわって、その辺で疑問をしたいと思いますんですけど。

まず、この分けられたことというのは今言われたことだと思いますね。実際公募するまでもなく、見た感じでここだったら大丈夫だろうとかいうご判断だと思うんですよね。逆に言いますと、この議案82、83、84のそれぞれの体育センター、スポーツ公園等ですね、に関しましては、言い換えると、やれるんじゃないか、そこその内容、やる気等ですね、あればできるんじゃないかということで公募に出されたんじゃないかと思うわけですね。実際数団体、3団体ないし4団体ですね、体育協会とか、あるいはよかクラブなどもそこに入っているわけですけども、健闘むなくというか、及ばなかったとこなんですけど、その中で、まず評価の基準ですね、に関しまして、もちろん仕様書等の中でこれこれということはどういうふうなことをうたってもらったら、まあ、じゃあそうするのかと。もちろんその下の共同利用施設ですね、今回ありますところの、に関しましては法人等はなくとも、まあ社会的慣習ということでおそらくそういうふうな指定をされたと思うんですが、まあその辺が一つ。

それから育成ということですけども、その利用形態に関しまして、企業というものは、特に全国展開しているような企業というのは立派なものをたぶん出してきているんだと思います。しかし、地域の事情ですね、またその利用施設、使っている団体とか個人とかですね、市民が一番わかっているわけですね。そういったところをどんなふうなプレゼンテーションされたのかということ、どういうふうな評価されたのかと、何が言いたいかということ、単に経費節減とかですね、あるいは資金的に経営母体がしっかりしているということだけで宣伝されたんじゃない、まあ公募といいましても、なかなかですね。じゃあいわゆる一般的なNPO等はもう出る幕内よということなのか、ちょっと言い過ぎか知れませんが、ちょっとその辺のことをもう



少し詳しくお聞かせください。

委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤幸二郎） 先ほど申し上げましたように、私も選考員の一人というふうな立場でかかわっておりますので、全体のことについて談じるわけにはいきませんが、私一委員としての判断としては、やはり門田委員の言われる地元団体の育成という観点は非常に大事ではなからうかというふうに思いますが、まずその前に経営というふうな観点からしますと大きな縛りとして、委託料と収入のバランスが崩れた場合の赤字の補填というふうな視点で考えた場合に、やはり全国展開する、資本力のある民間企業にお任せするというのが、まず経営の理念からいきますとそういう地元の団体に対する縛り、足かせになられたのではなからうかと思えます。地元の住民の雇用というふうな面につきましても、ちょっと観点は違いますが、それぞれ企業につきましては十分ご配慮がなされておるというふうなことも一つのプラスイメージになったのではなからうかというふうに思うところでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 門田委員。

委員（門田直樹委員） 赤字補填ということですので、やはり法人云々というのも関係あるのかなと思ったりもしますけど、例えばできるのかどうかあれとしましても、法務局に供託するかですね、何らかの担保をすとかいうこと、その他いろいろ、任せようによってはですね、そういう契約をするんだったらやり方というのはいろいろあると思うんですけども、参加したほうの立場で言わせてもらおうと、もう少しですね、はっきりいろんなところをやっぱり出していただきたいと。そうするとそれに対して、よしこは重点でこれだけは絶対やっていこうということで、応募する側もですね、姿勢が変わってくるということはあると思うわけです。先ほど出ましたような体協にしる、あるいはよか倶楽部さんにしても、まあ非営利団体ですね、NPOというぐらいですから、いまさら説明するまでもないですけど、こういうふうな株式会社さんというのは利益が出たら、之は資本繰り入れかあるいは株式配当するかというふうな、利益の再分配というのをやるわけですよ。NPOというのはそれをしないと。ですから非常に、まあボランティアが基本ですから低コストで、しかも良心的な運営ができるのではなからうかと考えております。まあ懲りずにやっていこうという空気がありますので、今後応募等の仕様の中ではもう少しその辺をラインをはっきりされて自己判断がある程度できるぐらいのものを出していただければいいかと思っています。

私の方は以上です。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） まずはその、指定管理者としてね、今まで議会に承認を求めてきたことは事実だからあれなんだけど、一定内部的に、市長あたり、副市長、幹部会でできれば今再任用が法律で規定されて、必ず再任用をしなければならぬと、法律で決められているわけね。こういう状況の中で、まず82号を見ますと之はエルベックに年間232万円くらいで3年間の

契約をするわけだけど、ここの部分について金額的に、一年で見ると金額は少ないんですよね。だから指定管理者になったところと、しなかったところといろいろと問題も出てきます。だから一方次の83号の歴史スポーツ公園については1,200万円近くの3年間の契約になっておりますから、だからまず整理をします。82号については以前もこの体育センターの利用状況で配置を年間232万円くらいですが、時間的な関係で午前、午後との関係がありますが、このエルベックの契約状況はこういうこの大変低い賃金形態というか、一人当たりに割ってみて、当然会社の利益もあるでしょうよ、単純に100万円くらいの金額ではよ言えば、還流させるというふうに数字上みることができますが、そういう契約上、そしてまた利用状況の把握も議会に報告しなければいけません、その内容が一点です。

それから、83号、84号もやはり今までと違った、このシンコー株式会社を受けるわけですが、ここについては歴史スポーツ公園について大変管理もありますが、以前議会から出ていたように、ただ施設の管理だけなのか、それともこれに付随するグラウンドとして利用しやすいような、早よ言えば、草刈の問題だとか出てくると思うんですが、この管理の範囲、指定管理者に指定する部分についてはどういうふうになっているのか。それから大佐野スポーツ公園もそうですが、こういう部分ですね。それから85号では今まで太宰府市文化スポーツ振興財団に委託をしておりましたが、これが他の指定管理者に変更になりますので、その辺の、今後の来年度の契約、全体的に見ているとね、かわりがありますから、だから太宰府の太宰府市文化スポーツ振興財団の指定管理が一件減ったんじゃないかなと。今まで指定していた団体が、件数がいくらぐらい当初と見て減ってきたのか、そこでは今回市から派遣されている職員関係の問題が出てくるわけですが、ちょっと多岐にわたっていますので、もう一度整理をします。

本来再任用として法律上職員が退職した場合、本人が希望すれば再任用しなければならない。当然その人件費も計上しなければならないと条例上も、今回補正予算、職員給与条例が出てきていますが、当然新たにそういう再任用者をこういう管理者じゃなくて際任用者を配置することができなかったのかどうか。新たに指定管理者にすることによって予算も支出をしなければいけないが、ある再任用者の人件費に上乘せすればこの施設管理指導ができるんじゃないかというのが1点です。それから指定管理者に指定したところが具体的にどういう人員配置をするのか、本来は地元雇用を最優先をしていただきたいと、こういうエルベックやシンコースポーツ株式会社に要請しているかというのが2点目。それから3点目についてはこの財団に今まで、財団としてみれば太宰府市の100%出資であって行政管理を行っていた。これがどんどん指定管理者に変わっていく状況がありますが、この財団の管理施設の増減がどうなのかという部分に分けて関連がありますので説明をいただきたい。

委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

総務・情報課長（木村甚治） 再任用の件につきまして私の方からご説明したいと思います。今武藤委員が言われましたように再任用の先輩たちの雇用をどう確保していくのかというのは非常に大きな課題としてとらえております。ただ現在のところまだそれほど大きな人数というふう

にはなっていませんが、今後の課題としてはとらえていますが、ただこの方たちの職場の確保のことと、一つの施設の管理運営の委託ということは、またちょっとすぐ同列には論じられないかなという、現在の状況だというふうに認識をいたしております。今後のいろんな検討課題の中に職場ということで検討してまいりますけども、即現時点での特定のある施設の管理運営をお任せするということにはすぐには無理があるかなというふうに現時点で判断いたしておりますのでございます。

以上です。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 先日、総務文教常任委員会で再任用問題、どの自治体も調査に行っていました。私も再任用は大きな問題ですので、その自治体に伺ったところ、やはりこの指定管理者団体にも再任用者を配置しているという自治体もあったんですが、そういう問題も検討されるかどうか。受け入れてもらえるかどうか。こういう内部検討はなされていますか。行った自治体では再任用者を派遣しているという、現実のところ再任用じゃなくても直接今財団には職員を派遣しているわけですから。今後そういうものも考えられるかどうか、検討するかどうか。

委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

総務・情報課長（木村甚治） 現時点でまだそこまで深く掘り下げた体制の準備というのはいりません。ただ今後の中で相当大量の再任用者を雇用するという状況が生まれてまいります。その中のいろんな検討する一つにはなっているかと思えます。ただ、指定管理者のほうに再任用の方が行くということは身分が指定管理者のほうの社員になるということでもございますので、非常に大きな検討課題でもあるというふうに現時点では考えております。いろんな選択肢が今後出てまいりますので、その中の議論の一つの参考等にしてまいりたいとは考えております。

以上です。

委員長（清水章一委員） あと2番と3番が残っています。

生涯学習課長。

生涯学習課長（藤幸二郎） ご質問の2番の地元の雇用の確保というふうなことで、先ほどもちょっと触れましたが、この体育センターの指定管理を今のところ、おはかりしておりますエルベックさんについては、現在も水辺公園の維持管理の部分でシンコースポーツの関連企業として掃除の部分でエルベックさんはかかわっておりますが、現状でも2名の地元雇用をしてあると、体育センターの業務につきましても現在のところ3人のローテーションで対応しようというふうなことを考えてあるようでございます。確認しましたら地元雇用に優先というようなことで考えておるといふふうなご配慮を願っておるといふふうなことを聞いております。

以上でございます。

それから3番目の財団から公募による指定の部分で3つの施設が仕事が減った部分について

は当然協定書の中でその分については減額というふうな形で配慮させていただくというふう  
考えております。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 今、課長から太宰府市体育センターについては駐車場も少ない、そうい  
う状況もあって、以前から駐車場問題、当然その前に社会福祉協議会がありますし、老人福  
祉センターもありますし、特にローテーション、3名でローテーションをして、最終的には朝  
9時から夜10時までの、そして休日は月曜日が休日となって3名のローテーションという契約  
状況になっているのでしょうか。

この運営状況、時間帯、管理、今まではここの部分について、当然あそこは受付窓口があり  
ますし、ここの利用状況、体育センター、もともと労働省の所管だったわけですから、働く婦  
人の家と同じような状況だったんですが、これを独立させることは、この利用状況と、利用料  
金とか、こういう窓口の部分のエルベックとの契約内容については具体的には3名のローテ  
ーションということで今、聞きましたけど、どんな運営、今までは働く婦人の家、今名前変わっ  
てますが、ここと一体化されて運営されていたのを切り離すわけですから、どういう徴収、利  
用状況、この窓口は今、生涯学習課長が答弁されていますが、どんな状況での指定管理者にな  
るのかをお聞きしたいなと。

委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤幸二郎） 委員おっしゃいますように、ルミナス等の受付をルミナスでもでき  
るようにということで、市民の利便を図っております。その部分がかかり経費の部分でも削減  
にも繋がっておるといふことで、これを完全に切り離しますと、その分がまた当然  
指定管理料にはねかえるわけでございますので、その部分については事前に財団の方と協議を  
いたしまして、継続してかかわっていただくというふうなご理解を財団の方にもお願いをした  
経過がございます。その他については現在ローテーションどおりで対応するというふう  
に現在のところ計画しておるといふことでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 生涯学習課長、ちょっとね、ここを使いたいといった場合は直接行って  
申し込む場合もあるだろうし、PTAで使う場合もあるし、働く人たちも、勤労者センターで  
すから、できてから30年以上経つんですが、ここの利用申請については窓口はどこが扱い、こ  
の直接その施設でも扱う。まず利用がはっきりいって、センターですから、歴史スポーツ公  
園にしても、大佐野スポーツ公園にしてもね、この利用状況と徴収問題とありますから、窓口  
でも利用申請ができる。それから一括して生涯学習センターでも利用状況も。密に連絡も取ら  
ないといけませんから、だから、そこは利用窓口と徴収利用の関係、料金もいろいろ違います  
から、その辺の説明もできれば伺っておきたいと。大体内容は分かっているんだけどね。

委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤幸二郎） 今回の公募による指定管理者制度に変更いたしましても、一切そういうふうな受付、利用料金の支払いについては市民に混乱を生じないというふうなことを第一義に考えて計画、それぞれ関係業者と協議を重ね、もちろん財団もそうですが、十分にその辺は協議をいたした経過がございます。

委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 今後のことも含めてなんですけども、指定管理者の入札になると、強い段階のヒエラルキーができてしまって、一番強いのが財団、次に民間企業、その下がNPOとか市民の団体みたいな形で、どうしてもそこは太刀打ちができないような状況になると思うんですね。さっき門田委員からもおっしゃったんですけども、市民団体の中で一生懸命NPOを立ち上げて、生き延びようと自分たちで活動している団体について、先ほどおっしゃったような形で赤字になった場合の補填能力とかそういったことを具体的に表してもらえれば、そういった民間団体も何らかの形の回答を出してくることができるかもしれないというご意見もあったわけですが、今後入札を行う時に、何らかの形でNPOとか市民団体がもっと食い込みやすくなれるような制度的なバックアップというか、保障とかを考えてありますか。

委員長（清水章一委員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） 今回の指定管理者制度、将来的な展望も含めてなんですけども、果たして、今後こういう施設がいわゆる一般公募のみだけでいいのかという判断になりますけども、やはり将来的にはこうした地元、市内のそういう団体、関連団体あたりといわゆる随意契約を結びながらやっていく方法もきちとした視野に入れながらやっていきたいと思っております。といいますのが、こういう関連団体あたりを随意契約によって指定管理者に指定することによって、それぞれの団体が自立していくような方向に持っていくという1つの大きな目標を立てながら、今後の検討の1つとしてやっていきたいというふうに思っております。

委員長（清水章一委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 指定管理者が民間になった場合、今まで利用していた市民、利用者、こういう方たちの意見とか利用の状況とか、そういうものはすり合わせというか、意見交換の場所とか、利用者の実態は把握されていますか。それが1つ。もう1つあるのが、企業になりますと、企業は企業のルールがあると思うんですよ。今まで財団に委託されていたらそのルールがあると思うんですよ。その辺の利用者との絡みですかね、企業のやり方はスムーズにいつているのか、そしてまた利用者の意見がどこで把握されて、困ったことがあればどうなっているのか、その辺をどこで、どの部署で把握されているんでしょうか、ちょっと教えてください。

委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤幸二郎） 施設によりましては団体の場合もありますし、個人の場合もあるというふうなことで、その部分についてはアンケート調査にはなじまない、直接私どもの方に苦

情なり、お褒めのことばなりいただくケースがあると思います。仕様書の中でもうたうようにしておりますが、やはり定期的な情報交換、それからそういう場を持ちまして、市民の意見を施設の運営に生かしていくような道筋を作るといようなことが重要ではなかろうかと思えます。主役はもちろん活動、利用される市民、団体ということは十分理解したうえで業者の選考、指導にかかわっていきたいというふうに考えております。

委員長（清水章一委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 今、定期的に情報交換がなされているということですが、それは年に例えば何回とか、本当に意見がいつているのか、ちょっといろいろ耳に入るものですか、よりよく市民サービスを向上させるために市の方の努力度といいますか、その辺を教えてください。

委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤幸二郎） 現在のところ、具体的に委託業者と定期的に年何回とかうたっておりませんが、以後の仕様書については、受ける方の事情もありましょうが、勘案しながら、年に3回程度、最低でも情報交換といいますか、向こうの要望を受ける時もありましょうし、こちらの意向を伝えることもありましょう。そういうふうな風通しのいい管理運営を第一に事業の運営に関わりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（清水章一委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） どうぞ積極的に市民サービスの向上に向けまして指定管理者の指導、そしてその辺をご配慮いただきますようお願い申し上げます。終わります。

委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 私の方からちょっとお聞きしたいんですが。

1つは教育部長がおっしゃいましたように先ほど渡邊委員、門田委員等から、要するに地元の体育協会とかNPO等の指定管理者の質問が生まれて、教育部長の方から、そういうことも視野に入れて将来的には考えていきたいという話があったんですが、この将来的かというと、大体2年、今回契約があるわけですが、体育センターは平成23年の3月31日までと3年あるわけですが、将来的ということが非常にあいまいなんですが、次回の時にはそういう指定をして自立をさせていこうという考えがあるのか、将来的ということばが非常にあいまいなものですから。

教育部長。

教育部長（松田幸夫） 今回の民間、例えばいわゆるエルベックにお願いするわけですが、平成20、21、22年度まで、つまり3年間あります。一定の期間、3年間の間にじゃあ次回の契約、あるいは一般公募、随契含めてどうするかという判断は当然しなきゃなりませんので、現時点でいつまでにそうするということはまだはっきりとは言えませんが、そうした地元の団

体等々の育成、指導を含めて自立へ向けたことを視野に入れながら検討をしていくということですので、ちょっと現時点ではいつからというのは明言できないというふうに思います。

委員長（清水章一委員） 分かりました。

他にありますか。

門田委員。

委員（門田直樹委員） やはり委員長の質問に対してもやっぱりあいまいだと思うんですけど、点数ですね、点数はグロスで提示されてあるわけですよ。私どもといいますか、体育協会とか見よったら、財団よりも上だから、ほうとうれしい反面がありまして、できたらもう少し項目別に、ここがもう1つ足りないとかいうことを出していただいた方がより反省にもなりますし、次の目標にもなるし、現実問題、このエルベックさんにしろ、シンコーさんにしろですね、シンコーさんとかは実際、水辺公園で立派な実績されていますし、これは市にとってもすごくいいことだと思うんですよ。ただし市民レベルでやれるようなところもあるので、その辺のどこ、じゃあ何が足りないかということが分かるような形にしていだかないと、3年間終わって、よっぽどミスがあればあれだけ、まあまず現実問題難しいんじゃないかなと思うているわけなんですけど、まあ何か方向を示していただくようなことを考えていただきたいと思います。これはお願いということで。

委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第82号につきましては可決すべきものと決定しました、

可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前10時49分

~~~~~

委員長（清水章一委員） 次に議案第83号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号を可決することに賛成の方は挙手願います。

( 全員挙手 )

全員挙手です。

したがって、議案第83号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前10時49分

~~~~~

委員長(清水章一委員) 次に、議案第84号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号を可決することに賛成の方は挙手願います。

( 全員挙手 )

全員挙手です。

したがって、議案第84号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前10時50分

~~~~~

委員長(清水章一委員) 次に議案第85号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

武藤委員。

委員(武藤哲志委員) まず、いきいき情報センターの指定管理者については、一般質問を再三しておりました。当然、ここに市職員を派遣して業務を行わせているわけですが、こういう財団とかかわりのある市民図書館等も職員を配置がされております。早急に行政内部の職員数が定数減になっておりますし、雇用もされておられません。いつまでも職員派遣を行うのか、機構の見直しを行うかを検討することを要求して討論といたします。

以上です。

委員長(清水章一委員) 他にありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号を可決することに賛成の方は挙手願います。

( 全員挙手 )

全員挙手です。

したがって、議案第85号につきましては、可決すべきものと決定しました。



可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前10時52分

~~~~~

委員長（清水章一委員） 次に議案第86号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第86号を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第86号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前10時52分

~~~~~

委員長（清水章一委員） 次に議案第87号「太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第87号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前10時53分

~~~~~

委員長（清水章一委員） 次に議案第88号「太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第88号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前10時53分

~~~~~

委員長（清水章一委員） 次に議案第89号「太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第89号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前10時54分

~~~~~

委員長（清水章一委員） 次に議案第90号「太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第90号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前10時54分

~~~~~

委員長（清水章一委員） 次に議案第91号「太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第91号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前10時55分

~~~~~

委員長（清水章一委員） 次に議案第92号「太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号を可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって、議案第92号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成 6名、反対 0名 午前10時55分

~~~~~

委員長(清水章一委員) 次に議案第93号「太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号を可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって、議案第93号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成 6名、反対 0名 午前10時56分

~~~~~

委員長(清水章一委員) 次に議案第94号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号を可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって、議案第94号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成 6名、反対 0名 午前10時56分

~~~~~

委員長(清水章一委員) 次に議案第95号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号を可決することに賛成の方は挙手願います。

( 全員挙手 )

全員挙手です。

したがって、議案第95号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前10時57分

~~~~~

委員長(清水章一委員) 次に議案第96号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号を可決することに賛成の方は挙手願います。

( 全員挙手 )

全員挙手です。

したがって、議案第96号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前10時57分

~~~~~

委員長(清水章一委員) 最後に議案第97号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」に対し、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号を可決することに賛成の方は挙手願います。

( 全員挙手 )

全員挙手です。

したがって、議案第97号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前10時58分

~~~~~

委員長(清水章一委員) ここで11時15分まで休憩します。

休 憩 午前10時58分

~~~~~

再 開 午前11時15分

日程第17 議案第104号 「政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について」

委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、議案第104号「政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

総務・情報課長（木村甚治） 日程第17、議案第104号、政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

資料は条例新旧対照表の3ページにお付けしておりますので、合わせてご覧いただけたらと思います。

今回の改正につきましては、郵政民営化法が施行されました。これによりまして、それまで銀行関係の預金とJA等の貯金、そして郵便貯金ということばでこれまで公称で区分されておりましたが、この分の郵便貯金という概念がなくなりましたので預金及び貯金という形に文言の修正を行うものでございます。また同時に証券取引法等の一部が改正されまして、証券取引法を金融商品取引法に改めるなどされましたので合わせて関係用語の改正を行うものであります。

よろしくご審議お願いいたします。

委員長（清水章一委員） 本案についての補足説明は終わりました。

議案第104号について質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第104号に対して討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第104号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第104号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時16分

~~~~~

日程第18 議案第113号 「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

委員長（清水章一委員） 日程第18、議案第113号、追加議案になっています。「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

総務・情報課長（木村甚治） 日程第18、議案第113号、太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。合わせて新旧対照表もお付けいたしておりますので、よろしくお願いたします。今回、本年8月に人事院の給与勧告が行われまして、その給与勧告に準じまして条例の一部を改正するものでございます。内容といたしましては、給与構造改革が行われ、給与カーブがフラット化しておる関係で、中高年層は給料表の改定はあっておりません。若年層に限定いたしまして給料表の改定を行っております。太宰府市の職員に照らし合わせますと、大体二十歳代の職員だけが該当するようで、中高年層はございません。合わせまして、扶養手当を500円引き上げまして、一人につきまして6,500円となっております。また、勤勉手当につきましては年間の月数で0.05月引き上げを行っております。本年は12月分に0.05月を引き上げまして、来年はこの0.05月を2回に分けまして6月と12月にそれぞれ0.25を引き上げるものでございます。新旧対象表等ご覧いただきまして、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上です。

委員長（清水章一委員） 本案についての補足説明は終わりました。

議案第113号について質疑は、ありませんか。

門田委員。

委員（門田直樹委員） ちょっと関連しますので、太宰府市と近隣、筑紫野市、春日市、大野城市、那珂川町のラスパイレス指数を教えてください。

委員長（清水章一委員） 分かりますか。

総務・情報課長。

総務・情報課長（木村甚治） 後ほど、文書で報告したいと思います。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 8月8日の人事院勧告につきましては、全国の国家公務員や地方公務員の団体としては、こういう人事院勧告の実施は好ましくないという声明が発表されています。ひとつはなぜかという、これだけの給料表を前回から見て見直したということと、人事院勧告というのは、1級職から7級職までありますが、やはり同じように人事院勧告を実施すべきですが、こういう人事院勧告はかつて例のないような人事院勧告が地方自治体に押し付けられているということがまず1点問題があります。こういう状況の中で、これから審査します補正予算書を見ていまして、この第10条の500円の引き上げ、これを引き上げる対象金額では、太宰府市全体では何名ぐらいで、この部分見ますと、3級職までしかありませんが、500円の引き上げで総額、補正予算、あらゆる分野になっていまして、大体対象人員が何名で、金額がいくらになるのが第1点です。

それから第23条の第2項の部分について、100分の72.5がほんのわずかですが、100分の

75に。この部分についての勤勉手当の基礎額。こういう部分について再度、100分の75になった場合はどういう計算方式でこれが大体補正予算の中にどのくらい計上されているのか、基準についてもできれば説明いただければと思いますが。

委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

総務・情報課長（木村甚治） 扶養手当の500円につきましては、補正予算書にも出てまいりませうけども、500円を今回の補正予算で引きなおしてみますと、大体対象となる子供が大体200人、200人ほどあります。子の数が約200人でございますので、2人子供が該当するとすれば職員は100人、職員としては100人が該当するような形になってまいります。

そして次に勤勉手当・・・。

（清水委員長「補正予算の総額は分からない」と呼ぶ）

次の補正予算のところだと思っておりますけど。扶養手当の金額は今回の改正に伴いまして111万6千円が増額になります。対象となる数字でございます。

（武藤委員「36ページ見よるんだけどね、補正予算書の」と呼ぶ）

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 補正予算書の36ページに職員手当の内訳というのが出てきて、この中で今、114万8千円、この扶養手当の関係で、こういう状況で見ているのかということなんですよ。

委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

総務・情報課長（木村甚治） その36ページをご覧いただいておりますのであれば一番下の表、カッコ2の表のところの上の区分が給料、下の区分が職員手当というのがあると思います。一番下ですね。その職員手当の中に制度改正に伴う増減分というところがあります。合計で823万1千円というところが。職員手当の中が、一番下がその他の増減分、その上が制度改正に伴う増減分という行があるかと思っております。その右側に制度改正が人事院勧告に伴う給与制度の改正という対象でございますので、そこに合計は823万1千円ですが、内訳として扶養手当が111万6千円、勤勉手当が今回の0.05月の改正に伴う分で711万5千円という形であると思っております。備考欄に扶養手当額の改定、勤勉手当率の改定ということで載せておる分でございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） それと、逆にその他の増減分では期末で期末で417万4千円と勤勉で565万2千円の減額になっていると。時間外は増額になっていると。こういう部分ですが、その辺の全体的な部分で補正がなされた結果と見て、最終的には、この増減関係を含めて給与会計では実質の補正額、この補正予算書を見ますと各課全課に渡ってますのでね。実質この給与改定に伴う補正額については制度改正に伴う111万6千円と711万5千円でいいのかと。

委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

総務・情報課長（木村甚治） 今、言われましたように今回の人事院勧告に伴う手当はそれでございます。で、給料はその上の給料の区分があると思いますが、給与改定に伴う増減として

36万3千円、今回、わずかの数字が、対象職員も25人しか対照ではありませんので、差額も1人1万円くらいしか出ませんが、そういう形で36万3千円が給料の人事院勧告に伴う増減分でございます。そういうふうになっております。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） だから人事院勧告が実施されたものの、ほんの36万3千円というか、先ほどの25人というか、そして逆に職員給料の期末、勤勉がこれだけ減額になって、最終的には扶養、勤勉もそうですが、本来こういう人事院勧告のやり方というのは初めてなんですよね。下だけで、だから全国の地方自治体、それから国で働く職員組合がこんな人事院勧告を実施するのは不公平だと、しかも以前から何歳から昇給停止になっているんですかね。

委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

総務・情報課長（木村甚治） 昇給停止といいますか、改定による昇給ではなくて、現在もらっているということですか。

（武藤委員「47歳ではなかったですか。役職に就かなかったら47歳で止まるんじゃないなかった。」と呼ぶ）

（総務・情報課長「2年前の新しい人事院勧告、給与構造改革が出されたときにもらっている給料が原給保証としてもらっております、それ以降はほとんど上がっていません。この2年ほどは、昇給というよりも、理論給は下がっておりますけども、原給保証として2年前の給料は支給するという形になっておりますので、昇給はずっとストップしております。」と呼ぶ）

委員長（清水章一委員） 他にございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第113号に対して討論はありませんか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 今、総務・情報課長から説明がありましたように、今回の人事院勧告に関しましては、本当にわずかな部分で、太宰府市の給与明細について説明を受けました。しかも、昇給停止が続いておまして、一方では大変、今回の人事院勧告についてはこういうやり方については好ましくないということをつけ加えたうえで賛成をいたします。

以上です。

委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

総務・情報課長。

総務・情報課長（木村甚治） 先ほど門田委員からのご質問の分でございます。ラスパイレス指数、平成19年4月1日現在、筑紫地区の状況でございます。筑紫野市99.5、大野城市98.2、春日市100.2、那珂川町98.7、太宰府市99.9です。



以上のような状況になっております。

委員長（清水章一委員） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） では、これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第113号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第113号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時30分

~~~~~

日程第19 議案第107号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について  
委員長（清水章一委員） それでは日程第19、議案第107号「平成19年度太宰府市一般会計補正  
予算（第3号）について」の当委員会所管分を議題とします。

審査の都合上歳出から審査を行いたいと思いますがこれに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、補正予算書の歳出16、17ページをお開きください。

先ほどからもお話がありましたけども、人事院勧告によりまして、今回、かなり職員の給与費  
の補正が行われています。

まず、一般会計各課職員給与費の補正につきましては、36・37ページの給与費明細書と合わせ  
て、総務・情報課長から一括して説明を受けたいと思います。

また、各所管において、執行残や入札残等による減額補正については極力簡略化して説明をお  
願いしたいと思います。

それでは説明の方、よろしくお願いします。

総務・情報課長。

総務・情報課長（木村甚治） それでは、私の方から一般会計全体の人件費についてご説明をさ  
せていただきます。

今回の補正予算としては、給料は1,346万1千円の減額及び手当としては1,529万3千円の増  
額を行っております。内訳の主なものとしては、先ほどご説明いたしました人事院勧告ともう  
1つは10月1日付での機構改革に伴います調整がございます。機構改革に伴う調整としては、  
大きなもの、例えば、2款2項にありました企画総務費に文化振興財団職員分も含んでいた地  
域振興部人件費が、部の廃部といたしますか、部がなくなりましたので、それに伴いまして、人  
件費を8款4項都市計画費、新しい都市計画課ですね、および10款4項の社会教育費などへ組  
み替えたりいたしております。そのような関係で大きな数字が横に移動したりしておりますの  
が、次の大きな調整でございます。

先ほどいいましたように、人事院勧告としては給料は36万3千円、対象職員は25人、そして、扶養手当の分の6千円から500円アップした分が6,500円となって、111万6千円。そして勤勉手当が、0.05月分が増えたことに伴いまして、711万5千円の増額という形となっております。

人件費としては主なものは以上でございます。

委員長（清水章一委員） では、各歳出の16ページの議会費の方から説明をお願いします。

職員給与費は先ほどの説明の中で全部出てきますので、何か特徴的なことがあれば説明をしていただきたいと思います。

この1款1項1目議会費について、説明をお願いいたします。

議事課長。

議事課長（田中利雄） 議会費について、説明いたします。議会運営関係費、議員共済組合負担金につきましては、今年度議員の改選がありまして、新しく議員になられた方の任期は4月30日からであり、4月分の共済負担金を納めることになっております。そこで新しく議員になられた方が3名であることから、不足分の13万7千円を補正するものであります。これは新しい議員さんの数が確定しないと分からない負担金でありましたので、今回補正をお願いするものであります。

次に庶務関係費の各研修会参加負担金につきましては、本年10月4日に本市の当番で開催いたしました福岡県南市議会議長会の開催市負担金の当初見込みの残額17万円を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長（清水章一委員） 議会費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 次にいきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について説明を求めます。

協働のまち推進課長。

協働のまち推進課長（大藪勝一） 行政区関係費、報酬、区長さんの報酬、1万3千円の増額補正でございますが、これにつきましては、現在平等割と世帯割ということで支出をしておりますけども、このうち世帯割につきましては、予算編成時における見込みから増額したことに伴う追加でございます。

以上です。

委員長（清水章一委員） 質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 続きまして、6目の会計管理費について説明をお願いします。

会計課長。

会計課長（和田有司） 18節、備品購入費、製本機の購入予算26万8千円でございますが、私ども会計課では、歳出歳入伝票、こういった大事な書類の製本をおこないまして保存をいたして

おります。現在使用しておりました機械が平成6年に購入をいたしまして、13年使用してまいりました。その機械が故障しておりますのでその部分を新たに買いかえるものであります。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 10目、人事管理費について説明をお願いいたします。

総務・情報課長。

総務・情報課長（木村甚治） 10目、人事管理費の職員給与費、退職手当組合負担金ですが、これは勧奨退職等に伴う追加負担分、次のその他の諸費、事務補助員の賃金は職員の産休に伴う臨時職員の賃金の見込みを計上しております。

委員長（清水章一委員） 質疑ありますか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 退職手当組合負担金が計上されているが、勧奨退職等、退職金の補正が出ている状態で現在のこの負担金だけで対応できるのかどうか。

委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

総務・情報課長（木村甚治） 今、ご質問がありましたように退職手当につきましては現在退職手当組合という大きなグループの中に入って積み立てを行ってきております。そういうことから、単独市としての急激な退職手当の増が発生しても大きなグループの中での積立金の中から支払うという形で対応するようにしております、毎年今後の見込みというのをある程度報告しているような形でございます。団塊の世代の退職につきましては、10年ほど前から見込まれていましたけど、試算を行って、その後10年以上経ってまいりますので、再度今度はもっと近い退職者の推移を現在毎年報告しておるところでございますが、今のところ大丈夫、危ないということの報告は受けておりません。ただ、今後、ご質問されましたように、定年の退職者ではなく、勧奨退職等による、違う、臨時的退職者というのが増える可能性はあります。今後、先ほど再任用の話もございましたけども5年10年の単位の中での人員管理といいますが、定員管理というのをシュミレーションしていかなくちゃいけないというふうに考えておるところでございます。現時点での退職手当の組合に入っておる効果としては大きなグループの中に入ってありますので大丈夫です。

委員長（清水章一委員） 今の話で勧奨退職による特別負担というのは、市単独で負担するようになるのかどうかを。

総務・情報課長（木村甚治） 基本的には組合から支出します。割増分は市から支払って、後ほど追加負担ということになります。通常の負担割合とは若干違いが出てくるということでございます。

委員長（清水章一委員） 他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 次に進みます。

企画総務費について何か補則があれば。

（総務・情報課長「ありません」と呼ぶ）

委員長（清水章一委員） 続きまして、2款総務費、3項徴税費の1目税務総務費の職員手当等ですが、何か、総務・情報課、特段ありますか。ないならないと言ってくださいね。

（総務・情報課長「ありません」と呼ぶ）

委員長（清水章一委員） 同じく監査委員費について。

（総務・情報課長「ありません」と呼ぶ）

委員長（清水章一委員） 次が3款、1項、1目社会福祉総務費、これは福祉事務所等職員給与は総務・情報課になっておりますが、何か補足はありますか。

（総務・情報課長「ありません」と呼ぶ）

委員長（清水章一委員） 次、22ページ人権・同和政策費の職員給与費、同じですね。

（総務・情報課長「ありません」と呼ぶ）

委員長（清水章一委員） 4款衛生費の2項清掃費の清掃総務費の職員給与費について、補足はありますか。

（総務・情報課長「ありません」と呼ぶ）

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 職員給与費について、すべて総務・情報課長が所管分として説明をされております。補正予算については分割付託されておりますが、他の委員会では一切職員給与費についての審査はできないのか。

委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

総務・情報課長（木村甚治） 今回初めて、こういう委員会付託になりましたので、検討したんですが、提案理由説明でも行いましたように、人間の異動の部分がございまして、総務文教常任委員会で全体的な予算の審議をいただければ、あと各所管委員会の方では基本的には人員の異動ということですが、増減というのは説明できないかなと思っております。基本的なものは事前に各特別会計、企業にも説明を行っておりますので、その範囲の中でご審議いただければとこちらとしては考えております。

委員長（清水章一委員） よろしいですか。

一般会計の人件費に関しては総務文教常任委員会の一応、今回の分は所管という形で、総務・情報課長が説明を行っている。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） そこをぴしっと委員会で論議をしておかないと、後で混乱が起きたときに、所管が3つの委員会があって、具体的にどういう状況かということも本会議ではその人件費の問題は総務文教常任委員会が審議をするんだという話はしておりませんでしたから、ここで明確に意思の統一をしておかないとその混乱が起きたとき、問題が発生するということ

途中で発言させていただきました。そういう合意が整うということでもよろしく申し上げます。  
委員長（清水章一委員） 続きまして、28ページ、教育費の事務局費について説明をお願いします。

総務・情報課長。

総務・情報課長（木村甚治） 職員給与費も基本的には先ほどの技師関係の異動に伴う増というふうになっております。

委員長（清水章一委員） 学校教育課庶務関係費について。

学校教育課長。

学校教育課長（松島健二） この補正予算につきましては、平成19年度、20年度小学校における英語活動等国際理解活動推進事業の拠点校といたしまして太宰府西小学校が指定を受けましたので、県の要綱に従いまして、予算措置を行うものでございます。9節といたしまして先進地視察等の旅費になりますが10万1千円、11節需用費は消耗品費といたしまして54万円、印刷製本費2万5千円、消耗図書として15万6千円、合計の72万1千円。役務費でございますが、郵便料として8千円の予算を計上しているところです。なお、この指定は県内で12校が指定を受けているものでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 何か質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、小学校管理運営費ならびに施設整備関係費について説明をお願いします。

学校教育課長。

学校教育課長（松島健二） 11節の需用費でございますが、これにつきましては、給食関係、保健関係、それと来年度学級増が見込まれます水城西小学校、太宰府西小学校の机、イス等の消耗品費64万3千円でございます。12節の役務費でございますが、これにつきましては教職員の健康診断で予算を計上させていただいておりましたが、これが見込みより受診者が少なくなったということでマイナスの30万円の減額でございます。13節の委託料でございます。学校用務員業務委託ならびに給食調理業務委託につきましては入札等による減額でございます。合わせまして229万6千円の減額でございます。

次に31ページになりますが、これは来年度学級増が見込まれます分につきましては備品の購入をさせていただくものでございまして、58万7千円の補正でございます。次に施設整備関係費でございます。13節の委託料でございますが、工事設計監理等委託料といたしまして、来年度予算の計上をさせていただくようにいたしております水城小学校の管理棟の校舎の耐震工事ならびに水城西小学校給食室の増設工事の設計監理委託料として560万円計上させていただくものでございます。次に15節の工事請負費でございます。これにつきましては来年度クラス増が見込まれます水城西小学校の教室の改修工事ならびに国分小学校の高圧ケーブルの補修工事に

つきまして、合わせまして360万円の予算計上をさせていただくものでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 質疑ありますか。

佐伯委員。

委員（佐伯修委員） 水城西小学校の児童数が増加するということですが、何人くらい増加するか分かってますか。

委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

学校教育課長（松島健二） 2クラスの増加になりまして、概ねでございますが、50人前後ですね。

委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

委員（佐伯修委員） 今区画整理が行われておりまして、それが終わって、来年の吉松の児童数が増加すると思うんですが、その辺の見込みというか、どういうふうに考えておられますか。

委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

学校教育課長（松島健二） 佐伯委員がおっしゃるような地域につきましては、来年度見込みの増としてこの分に計上させていただいておるところでございます。

委員長（清水章一委員） 他にございますか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 31ページ、今説明いただきましたが、この13節の委託料の施設整備関係費の設計監理料として560万円、大変大きな金額ですが、水城小学校という形で、これは耐震なのか、どのような形の設計なのか、ちょっと私の方が説明を聞き違えたのかどうか、報告いただきたいのと、総務文教常任委員会としても各小中学校の年次計画予算的な問題もあって、時間もかかっていますが、工事請負としては水城西小学校の先ほど、佐伯委員からの質疑があったように、児童数が増えれば給食室の整備もしなければいけないと、国分小学校含めて360万円という説明がありましたが、もう少し詳しく説明いただければと思いますが。

委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

学校教育課長（松島健二） まず、工事設計監理等委託料でございますが、水城小学校につきましては、管理棟がございます。その管理棟の校舎の耐震工事を予定いたしております。面積的には大体1,700平方メートルくらいでございます。2点目の工事請負費でございますが、水城西小学校は先ほど申しましたように2クラスの増加が見込まれるということで、これは既存の校舎、普通教室に戻すための改修工事分でございます。それと国分小学校につきましては、高圧ケーブルと申しまして、一般の道路まで高圧の電気が流れております。そこから校舎の敷地内にありますキューピクル、受変電設備と申しますか、その辺までにケーブルがありますのでその地下埋設という形が現在行われております。それがいたんでいるということでの報告を受けておりますので、その補修工事を行うということでございます。

以上です。

委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

私の方からお尋ねしますが、水城西小学校は校舎を改修するということですが、プレハブを作るとかいう話を聞いたことがあるんですが、それはどうなんですか。

学校教育課長。

学校教育課長（松島健二） 今年、プレハブ教室を作っております。これは現在普通教室の改修をいたしましてP T A会議室でありますとか、その他の会議室を設けておりましたが、生徒増が見込まれますので、そちらの方に移っていただく分でプレハブを建てております。既存の教室について改修を行わせていただいて、それを普通教室に転用するという形で考えております。

委員長（清水章一委員） そうすると、プレハブというのはP T A会議室とかそういう形の利用になるわけ。

学校教育課長。

学校教育課長（松島健二） 会議室等にあってということでございます。

委員長（清水章一委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） ちょっと関連がありますのでお尋ねしたいんですが、現在水城西小学校においては、普通教室を学童保育所として使用しておりますが、そこはどうなるのでしょうか。

委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

学校教育課長（松島健二） 学童保育所は現在、普通教室を転用して使っておりますが、現在倉庫として使用しておりますプレハブの建物、それを改修いたしますとともに、その横にもう1棟建て増して学童保育所として使いたいというふうに考えております。

委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 次いきます。中学校費、学校管理費、職員給与費、中学校管理運営費について、説明をお願いします。

学校教育課長。

学校教育課長（松島健二） 中学校管理運営費でございます。消耗品といたしまして、209万円を計上させていただいております。この分につきましては、学級増、これは学業院中学校が3クラス見込まれます。それと、各学校の机、イスにそういったものに消耗品費として計上させていただいております。12節の役務費でございます。検診手数料、これは先ほど小学校費でもお話させていただきましても、教職員の健康診断受診者が減ったためにマイナスの40万円、それから弁当配送手数料、これは中学校でランチサービスを行っておりますが、この見込みが少なかったことによりまして、減額ということでマイナスの142万5千円を計上いたしております。次に委託料でございます。これは学校用務員さんの業務委託でございますが、これは入札によりまして減額補正29万9千円をさせていただいております。次に18節でございま

す。備品購入費といたしまして、先ほど申しました学級増が見込まれます学業院中学校及び太宰府西中学校に備品を購入したいということで10万1千円を計上させていただいておるところでございます。次に要・準要保護生徒関係費でございます。これにつきましては、対象生徒が当初見込みより増える見込みとなりましたのでその分を計上させていただいております。70万円の増額でございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 他にありますか。何か質問ございますか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 弁当配送手数料の減はランチサービスのオーダー数が減ったというふう  
に理解したんですけども、今、オーダー数は月平均どれくらいあるんでしょうか。

委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

学校教育課長（松島健二） 現在、1年間経過するわけでございますが、多い月で大体230人前後、少ない月で大体160人程度ということでございますので、平均いたしますと、大体210人程度が平均値になるかと思えます。

以上です。

委員長（清水章一委員） 他にございますか。

ランチサービスは大体こういう形で推移してきているんですけど、業者の方は大丈夫ですかね。採算があうとか、あわないとかいう話が当然出てくるとは思うんですが。

学校教育課長。

学校教育課長（松島健二） 業者さんとは大体月に1回、定例会といたしまして、献立に関する協議を行っております。その中でやはり食材等の高騰が現在ずっと続いておるような状況であります。そういったことで厳しいということばは聞いておりますが、現在施行しまして1年しか経過していないような状況等もございますので、現在もそういった計画の内容の中で経営努力をお願いしたいということで現在は申しあげております。

委員長（清水章一委員） ここで1時まで休憩をさせていただきます。

休 憩 午後0時03分

~~~~~

再 開 午後1時00分

委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第107号、平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）の途中まで審査していただきましたので、補正予算書30、31ページ、10款、教育費、4項、社会教育費から進めさせていただきます。

1目、社会教育総務費の職員給与費から3目の公民館費の職員給与費について、何か特徴があれば。

総務・情報課長。



総務・情報課長（木村甚治） 社会教育総務費の職員給与費ですが、これは財団の人件費がこちらの方の科目にきております。それ以外のものは異動等調整分となっております。

以上です。

委員長（清水章一委員） 質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 続きまして、6目、文化財保護費の史跡地公有化事業関係費、それから文化財整備活用関係費、7目、文化財調査費の文化財調査事業関連費、原因者負担分文化財調査事業関連費について、説明をお願いします。

文化財課長。

文化財課長（齊藤廣之） まず、史跡地公有化事業関係費でございますけども、今年度計画しておりました補償物件、国分の所有者との協議の経過から今年度の契約を見送るということ。22節の補償、補填及び賠償金3,500万円から公有化財産購入費の方に組み替えをさせていただくものです。

次に、文化財整備活用関係費3万3千円ですが、まず委託料の関係で工事設計監理等委託料50万円ですけれども、平成19年度におきまして、水城跡東門周辺及びダイハツ跡地の広場整備をしておきまして、平成20年度におきましてトイレの設置計画がございます。そのトイレの設計費ということで53万3千円計上しております。

次に冊子頒布委託料でございますが、文化ふれあい館及び大宰府展示館でそれぞれ指定管理者に書籍等の販売を委託しております。販売の20%を委託料として支払うようにしております。その販売見込みで3万3千円を計上しております。

次に15節の工事請負費、水城跡展望広場整備工事ですが、これは入札減ということですが、次に文化財調査事業関連費、報酬の文化財指導員でございますけれども、これは市長の政策の1つとして提案させていただいておりますが、本市はまるごと博物館、まちづくり歴史公園というまちづくりを進めておりますけれども、その事業の柱といいますと、美しい景観づくり、または太宰府学の推進、これは市民遺産による地域づくり、観光の振興などがございます。これらを進めるためにはこの市の財産である文化財の視点が大変重要なことから、文化財指導員におきまして総合的に進めるということでございます。具体的な業務の内容は来年の1月から3月までの3ヶ月分、週3日、月10万6,100円の3ヶ月分ということで31万9千円を計上いたしております。

次に原因者負担分文化財調査事業関連費の2,469万3千円ですが、今年度市内9箇所の調査を現在させていただいております。4箇所はすでに完了しております。5箇所につきましては、来年3月まで継続して、現在調査を進めているところです。費用につきましては、原因者の負担をいただきながら進めております。具体的に7節の賃金ですが、発掘調査整理員2,204万3千円ですけれども、主に西鉄操作場跡、松川区大原地区の治山事業関連の調査及び西鉄太宰府駅前の調査の進捗を図るために補正計上させていただいております。

次に11節の需用費の消耗品費ですが、39万3千円を執行残ということで減額させていただいております。燃料費4万3千円ですが、現場のポンプ、運搬車のガソリン代を4万3千円計上させていただいております。印刷製本費216万8千円ということで、県道観世音寺・二日市線の発掘調査報告書の作成費ということで今回計上させていただいております。これは那珂土木事務所の方から負担をいただいて進めるものです。次に光熱水費5万3千円の減、修繕料9万5千円の減は執行残で落とさせていただいております。

次に12節役務費の汲取手数料、これも執行残で4万4千円減額させていただいております。

次に13節委託料、出土品分析保存委託料30万9千円計上させていただいておりますが、JA筑紫水城支店から出ました出土品の年代測定のためです。それから画像処理委託料、これにつきましては執行残ということです。図化撮影委託料、特に西鉄操作場跡、西鉄太宰府駅、JA筑紫水城支店跡の執行残ということです。

次に文化財調査整理委託料1,488万2千円は主に出土品の異物の洗浄及び図面の作成のための委託料ということで今回計上させていただいております。

次に14節使用料及び賃借料、機械器具等借上料、399万円の減額ということで、主な内容は西鉄操作場跡の現場で昨年は土の中にコンクリートが埋まっていた関係で、今年も継続して除いておりますけども、コンクリートの見込みが今年はほとんど出なかったことから減額しています。

次は原材料費でございますけども、これは執行残ということで減額しております。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 質疑ありますか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 6目の文化財保護費でもう少し説明いただけると助かりますが、まず史跡地公有化事業として国分の契約が見送られたというのに公有財産購入費として史跡地を3,500万円組み替えているということですから、当然史跡地の購入関係が予算執行上、1,200万円で買収される大体、最終的には購入の後に議会に報告されるのか。それから歳入を見ますと、史跡地文化財保護費、当然国、県、市が負担するのはほんのわずかですが、今年も7億8,356万5千円計上されて、これが地方債になるわけですが、最終的には文化財の元利が99%近く保障された地方債残高がこれでいくらになるのか、それから、議案の第81号で全員で承認されました蔵司周辺の1億5,604万3千円これは7億8,356万5千円の中に含まれているのかどうか、以前の予算の中からこういうものが出されてきたのか、それともこの1億5,604万3千円は後日の補正にあがるのかどうか、その辺を含めて説明いただきたいと思いますが。

委員長（清水章一委員） 文化財課長。

文化財課長（齊藤廣之） 史跡地の公有化事業につきましては、国・県の補助95%、市の持ち出し5%ということで現在そういう形で進めさせていただいております。この補償費につきましては、現在契約者との協議を進めている中で新しい家を建てて動かれるというようなことで、

時間がもうしばらくかかるそうです。というような経過もございまして、今年度は見送るということで、契約については継続して進めます。それから、議員さんご案内のとおり本市の市域の15%が史跡地で、その公有化率は46%ということでまだまだ多くの地権者の方々が買い上げ要望という形で出されております。それを少しでも進捗するために国の補助、県の補助を受けておりますので、それを有効に活用するためにその補償費を公有財産に組み替え、土地の購入を進捗させるということでの今回の補正です。なお、この公有化事業全体の国からくるお金の中で、蔵司の関係につきましては、この7億8,356万5千円の中に入っておりますので、ご理解いただきまして、なお、3月議会にまた改めて今後契約させていただく物件につきましては議会の承認をいただいて、契約、支払いという手続きで進めてまいります。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 当然、地方債残高は当初予算書に載ってますけど、ある一定増えるのか、減るのがまず1点ですね、当然交付金として入ってきますから。だから今年の場合は金額的に大きい金額が載ってますが、もう一度確認しますが、議案第81号の1億5,604万3千円はこの7億8,356万5千円の中に入ってるということですね。

（文化財課長「はいそうです」と呼ぶ）

委員（武藤哲志委員） で新たに3,500万円を買収はたくさんの希望があがってきているのでこれの議案第81号をはずした以外のこの部分を最終的に3月議会に承認を求めていきたいということですね。

（文化財課長「そうです」と呼ぶ）

委員（武藤哲志委員） だから、実質的にはこの3筆でこの1億5,604万3千円を差し引いた残り大体6億5千万円近くの承認を3月議会に求めてくるということでもいいでしょうか。それともまだ国からよその全国の買収がなかなか都合よくいかないから太宰府にもう少し割り当てていく場合が過去に何回かあった経過があるんですよね。そうするとその分だけがまた地方債が数字上は増えるということになって42、3億の文化財の元利保障された地方債が借金上として増えるということになるんですが、そういう状況になる可能性はありませんか。

委員長（清水章一委員） 文化財課長。

文化財課長（齊藤廣之） 先ほど委員おっしゃいましたように7億8,356万5千円のうち12月議会で承認をいただきました蔵司跡約1億5千万円、これを差し引いた分を3月議会でまた改めて承認をいただきまして事業を進めるという内容です。公債費の関係は今までの残額40数億円ございました。これに今年購入いたします7億円の起債額が加わりますのでその元利の95%は国県からの補助という形で事業を進めております。

以上です。

委員長（清水章一委員） 他にありますか。

門田委員。

委員（門田直樹委員） 6目の文化財保護費に関連してお尋ねしたいんですけど、国分小学校に

上っていくところの左側に小さな古墳があるんですけど、その擁壁ですね、以前からお話しているんですが、上に登っていくようになって、今子どもがよく遊んでいるわけですね、注意はしているんですが、なかなか事故が起きてからでは遅いということでいろいろお話ししているんですけど、最終的には立て看板ぐらいですね。どうしても柵、フェンスが難しいんだっただけですね。何もせんとってやっぱり、いずれは事故が、登る方が悪いといえればそれまでなんですけどね。何か手を打つべきではなからうかというのが1つと、これはまた国分の話なんですけど、尺上池といって国分寺の裏側の大きな池なんですけど、国分瓦塔といって瓦がまああるとこなんですけども、整備されましていいとこなんですけど、地元の方がよくいわれるんですけど、よく万葉の散策ですかね、団体行動もよく行われて実際よく歩かれている方ナップ背負って、何かメモ持ちながら歩いてある方に会うんですけど、私なんか危ないかなんかあると非常にいいんじゃないかならうかということなんですけど。立派なのがある水城跡も上にあるんですけど、こういうのも今後の標識とかあるいはここにどうふうな順番でとかいうのはどういうふうに決められてますかね。その辺をお聞かせください。

委員長（清水章一委員） 文化財課長。

文化財課長（齊藤廣之） 国分小学校の古墳の市の指定の文化財ということで以前からご提案されてますけど、私の方で行きまして、まずは看板を設置し、次の段階で柵とかという方法があるということで、その辺を具体的に今後進めていきたいと思っておりますので。それと筑前国分寺の東屋の設置ということで、水城跡には東屋を設置しておりますけども、今現在具体的に平成21年度にここと詳細な計画までは持ち合わせておりませんが、市民の方の利用状況を勘案しながら、今後、予算の関係もございましてその辺の計画の準備をしていきたいというふうに考えております。

委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

続きまして34、35ページの12款、公債費、1目元金について説明をお願いします。

経営企画課長。

経営企画課長（今泉憲治） ここに示しておりますのは、繰上償還分にかかる経費の6億8,217万7千円でございます。この中に大きく分けて2つ、1つは佐野土地区画整理事業の終結に伴います分の繰上償還分が3億9,753万7千円、それともう1つが公的資金補償金免除対象分の繰上対象分、その金額が2億8,465万円、その合計が6億8,218万7千円、今回、公的資金の補償金免除対象分につきましては平成19年度につきましては7%以上の旧資金運用部資金の該当分を計上しております。

委員長（清水章一委員） 質疑はありますか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） まず公債費、こういう形で当初予算を見ますと、32億2,591万6千円が計上されておまして、最終的には34億7,429万3千円、この部分、約5億9千万円近くを繰上償還して借金を減らしてきているという状況になるんですけど、当初よりも約6億円近く繰

上償還している、この分の負担、基準財政需要額あたりの関係では良好的なものになるうとしているのか、ある一定改善が見られた。しかも交付金の中に出てきている経常収支比率を引き下げるのに大きな繰上償還ということはね、本来は繰り上げて払わなくていいものを繰り上げるわけですから、それだけ6億円近くも、6億8,218万7千円入れて、当初よりも5億円増えた、見込んでいた額よりもですね、その辺の見込みについて報告いただけませんか。

委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

経営企画課長（今泉憲治） 今回、繰上償還します分につきましては経常経費ではございません。臨時的な経費でございますから、経常経費にははね返りません。それからこの繰上償還した分の効果額につきましては平成20年度ベースでいきますと、合計で約2億6千万円ほどになります。経常収支比率の1ポイントが大体1億2千万円程度でございますので、約2.1ポイント分削減できる、公債費に限って見ればですね、それだけの削減効果があるというふうに。

委員長（清水章一委員） 今の説明と矛盾がありまして、公債費に限って見れば、経常収支比率全体の2.1%ですか。

経営企画課長。

経営企画課長（今泉憲治） 経常収支比率がどうなるかということは非常に難しい、数字的にはですね、公債費に限って見ますと2億6千万円相当の金額ですから、2.1ポイント分の効果があるというふうに、それが全体でおしのべたときにどれだけ落ちるかというのは、これははっきり申し述べることはいたしかねます。

委員長（清水章一委員） それからもうひとついいですか。（「聞き取り不可能」）2つ目が8「聞き取り不可能」平成20年度につきましては金利が7%、（「聞き取り不可能」）に関しての金利が7%以上の部分に対しての繰上償還ができると、これ両方とも金利が7%以上だったという（「聞き取り不可能」）。

経営企画課長。

経営企画課長（今泉憲治） さっきの還付の分につきましては借入先は県の振興資金から借りています。利率につきましては1.1%と1.0%と低いですが、終わりましたので、なるべくなら返すものは返して負担を減らしていこうと、もう1つは国から借りております分につきましては制度が平成19、20、21年度の3ヵ年度にわたって太宰府市の場合につきましては、平成19年度につきましてはいろんな基準に基づきまして、7%以上の金利の分が該当するということになります。それ以降につきましては平成20年度におきましては6%から7%未満の旧資金運用部資金が該当するのとあわせて、簡保資金の7%以上が平成20年度に該当することになっております。それと平成21年度の最終年度につきましては簡保資金の5%から7%の繰上償還が可能だということで計画をしております。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 何度も申し訳ない。この金額全体的な部分については説明いただいて、

佐野が約3億9千万円、公的資金の借入れが約2億8千万円という状況の中で、まあ佐野のは大変な公的資金をあれし、将来的な固定資産税の増収が見込まれるという状況があったんですが、歳入との関わりで、必ず歳出がありますので、15ページお開きいただくと、ここに佐野土地区画整理基金の繰入金として4億3,353万7千円というのが、当然予算審議の中ではこの区画整理基金というのは大変な金額であって、当然一般会計に繰り戻して財政的な安定を図るというのがひとつあるんですが、この佐野土地区画整理に基金繰入金として4億3,353万7千円、そして償還については3億9千万円という状況の中で、この差額の部分の対応はどういうふうにされるんですか。

委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

経営企画課長（今泉憲治） ご指摘のとおり、4億3,353万7千円の繰入金のうちの3億9,753万7千円が繰上償還分でございます。残りの3,600万円につきましては都市計画人件費に充当をしていると。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 経営企画課長、平成19年度の7%以上というのは、先ほど公的資金の借入れで、これは全体として全部で2億8千万円ほどであると。全額対象になると。そうすると、平成20年度が6%から7%未満での金利の部分が対象になると。これは平成20、21年度それぞれ6%、7%かなり繰上償還できると楽になってくるわけですが、金額的にはそれぞれの程度の金額に。要するに6%以上借りてる分、5%以上借りてる分。

経営企画課長。

経営企画課長（今泉憲治） 平成20年度につきましては、先ほど申しましたように資金運用分の6%から7%の分と、還付資金の7%の部分がございまして、これを合わせますと、約1億4,700万円、それと、平成21年度に予定しております還付資金の残りの部分でございますけど、これは2,200万円程度に。

委員長（清水章一委員） 他に質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） では次いきます。

歳出の方が終わりました、歳入に入ります。

まず11ページ、1款市税、1項市民税、1目個人市民税、2目法人市民税について説明を求めます。

税務課長。

税務課長（宮原仁） 1款1項1目、個人市民税2億5千万円の減額と2目法人市民税5千万円の増額につきまして、合わせてご説明申し上げます。

平成19年度の社会経済情勢は物価安定のもとでの自立的・持続的な経済成長の実現が見込まれるといわれております。企業におきましては景気回復とも受け取れる収益の伸びが見られ、それに伴います法人市民税も昨年度と比較しまして伸びておりますことから今回5千万

円の増額を計上させていただくものでございます。その一方、個人市民税につきましては、平成18年度課税資料を基に積算しておりましたが、当初見込んでいたほどに所得は伸びておらず、結果として個人市民税の特別徴収分を2億5千万円減額させていただいております。また、当初予算では2007年問題であります団塊世代の大量退職に伴う退職所得に課税されまらず個人市民税の増収を見込んでおりましたけれども、一昨年度と比較しまして大きく伸びていないことから今回、個人・法人市民税の現年課税分差し引き2億円を減額補正いたすものでございます。

委員長（清水章一委員） 質疑はありますか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 26億586万2千円上がっていた特別徴収の10%近くが、自動的に納付されていた金額、この見込みが2億5千万円違っていたという状況は、景気がよくなったといわれながら、一方ではこういう状況になっている。額があまりにも大きいからですね、2億5千万円というのは、これが入れば少なくとも8億、9億の仕事ができる。そんな状況なんですよ。3倍の仕事をしなさいというのが大抵の仕事なんですよ。ところが、この見込みはこれで確定して、2億5千万円という大きな金額がもう特別徴収できないという形で決算上出てくるのか、まあ早めに出した方が議会審議の関係では最終になってこのあたりが入ってきませんでしたよという形よりも早めに議会に報告した方がいいという形で出てきたのか。私ども当初の26億円の特別徴収の金額の10%近い金額が減額になるとは思ってもいませんでした。この辺もう一度委員会として審議をし、議会の中で報告するとき、執行部が報告するわけではありませんから。やはり、委員長が報告するときには所管以外の議員にもわかりやすく説明する必要があると思いますので、再度ちょっと説明いただけませんか。

委員長（清水章一委員） 税務課長。

税務課長（宮原仁） 平成19年から新しく、税源移譲ということで、新しく所得税と住民税の税率が変わっております。これは個人住民税ということで、今まで3段階あったわけですけど、それが平成19年度以降につきましては一律10%ということになっております。その内訳は市民税が6%と県民税が4%ですね。それで、私どもの方が試算を平成18年度は3%、太宰府市の場合は市民税の税率を200万円以下と200万円を超え700万円以下と700万円以上と3段階あるんですけども、そこを段階的に3%と8%と10%とそれぞれ算出しておりました。その金額を基にして、今年度は一律ということでもございましたけども、今年の市民税、新しい税源移譲によりまして6%の税率で算出しておったわけです。その差が大きく出たという、見込みが甘かったのではないかとございまして。それと、所得については大きく昨年に比べて変わったところでは所得は伸びてはいますけども、その伸びがものすごく小さかったところが第一点あるわけです。それと、先ほどいいましたけども、団塊の世代の退職手当の課税分が大幅に増えなかった。ただ、退職は先のことでございまして、3月で大きく増える可能性があるかもしれませんが、そういったことでその見込みが早めにわかりましたので、

減額補正をお願いしているところであります。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 次に進みます。12款、分担金及び負担金の2項、負担金について説明をお願いします。

文化財課長。

文化財課長（斉藤廣之） 歳出の10款で原因者負担分文化財調査関連費のところでご説明させていただいた文化財調査を進めるために説明させていただきましたが、その原因者負担分2,469万3千円を今回補正をさせていただくものです。なお、当初予算、教育費負担金の中の文化財の関係は当初1億2,631万7千円を計上させていただいておりまして、今回この2,469万3千円を補正させていただくものであります。

委員長（清水章一委員） 質疑はありますか。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 私もわからないこともありますので、あれですが、当然これだけ文化財の調査を全市的に建築するときには当然するわけですが、当然受益者負担金という形で原因者、現在入札をしているわけですが、この入札額で原因者に結果をして、その金額をもらうのか、ある一定の原因者負担金というのを市が直接する場合と入札によっておこなう場合と2通りあるんですが、原因者に金額を負担させる場合の基準ですね、このことについて説明いただければありがたいと思いますが。

委員長（清水章一委員） 文化財課長。

文化財課長（斉藤廣之） 埋蔵文化財発掘調査の基準と申しますのは、九州地区でこの埋蔵文化財発掘調査の一定の基準書これをもとに設計をして、一定の金額を算出して、原因者と発掘調査に入る前に契約をさせていただいています。それで、1千万円、2千万円かかる予定ですという契約をしまして、実際、具体的に文化財の調査というのは、直営でやっている分、あるいは入札でそういう写真撮影したり図面を書いたりする部分があります。そういったものを最終的に事業者ごとに決算を出して精算をするという方法がございます。調査現場を一括して民間に委託する方法の入札方式、平成18年度はそういう民間委託方式で一部やっておりましたが、平成19年度は直営という形で現在やっております。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） これだけ長く40年近く文化財調査やってきて、文化財が出てきたときは相当時間が費やされるという状況になりますよね。それかと具体的に出てこないときにはこの中では契約に基づいて計算するのか、時間がかかれば出てきたところは市が当然負担してまますよね。出てこないときもあるんですけど、その辺の精算方式についてはあくまでも協議なのか、当初の契約に基づいて履行するのか、出てこないのにこんなに取られたというところもあ



れば、出てきたために1年も2年も、しかも、契約金額はこの範囲で後は違う調査をという長所もあれば短所もあるんですが、こういう状況というのは、再三見られるという経過はあるんですかね。ここがどうなのかと聞きたいなど。

委員長（清水章一委員） 文化財課長。

文化財課長（斉藤廣之） 武藤委員さんおっしゃられるように太宰府はほとんど埋蔵文化財の包蔵地です。埋蔵文化財保護法に基づき調査しておりますが、そのときに市民の方に迷惑にならないようにということで基本的に千平米あれば3、4箇所の試掘というものを市の負担金、これは補助の対象になりませんが、原因者からももらっておりませんけども、事前に数箇所を調査をしてどういう遺構の密度、何層あるのか、同じ千平米の中でも2層、3層、4層あるときもあれば、2層で終わるときも、あと、密度によって金額がまた変わってくるんですね。この調査をするためには作業員さんの作業が何日でどれくらいかかるのか、機械、器具がどれくらいかかるのか、ある程度の基本的な明細をお渡しして、この金額で調査をさせていただきますという説明を事前にして、了解をいただいて、合意の協定書なり結んで、着工すると。そして着工後に精算をしまして、執行残ができればお返しするというところで進めております。

委員長（清水章一委員） 進みます。12ページ、13ページ。

15款、県支出金、3項、委託金、教育費委託金について説明をお願いします。

学校教育課長。

学校教育課長（松島健二） これは支出の方で先ほど説明させていただきました、10款1項2目の学校教育課庶務関係費で予算計上させていただいておるものの、これは県支出金で補うためにここに計上しております。

以上です。

委員長（清水章一委員） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 次に進みます。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、基金繰入金についての財政調整資金繰入金について説明をお願いします。

経営企画課長。

経営企画課長（今泉憲治） 佐野土地区画整理事業が終了したことは先ほどご説明したとおりです。財政調整資金繰入金につきましては、このうち、繰上償還分の2億8,465万円、残りにつきましては財源の調整分でございます。

委員長（清水章一委員） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 次に進みます。

20款、諸収入、5項、雑入、1目、雑入、教育費雑入について説明をお願いします。

文化財課長。

文化財課長（斉藤廣之） 歳出で説明させていただきましたが、太宰府市文化ふれあい館及び大宰府展示館で書籍等を販売する書籍代の販売、平成19年度の見込みということで今回補正を16万5千円を計上させていただいております。

以上です。

委員長（清水章一委員） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 次に進みます。

5ページを開けてください。

第3表の債務負担行為の補正について、各所管の方から説明を求めたいと思います。

まず初めに、小学校電気工作物保安管理業務委託料、そして中学校電気工作物保安管理業務委託料について説明をお願いします。

学校教育課長。

学校教育課長（松島健二） この2つの委託料につきましては、平成19年度までは単年で契約をさせていただいておりましたが、債務負担行為をとることによりまして、若干ではあります。金額が落ちること、また、この業務の中で、停電をして点検をするのが年に1回見受けられておりますが、それが3年間契約をすることによりまして、3年間のうちの1年度、無停電で検査ができるようになりましたので、今回、債務負担行為をお願いするものです。

以上です。

委員長（清水章一委員） 続きまして、市民図書館指定管理料につきましてお願いします。

市民図書館長。

市民図書館長（吉鹿豊重） これは先ほど指定管理者の指定におきまして審議してもらいまして、その関係で平成20年度から平成22年度、2年間の指定管理料の債務負担行為を計上させていただいております。

委員長（清水章一委員） 大宰府展示館指定管理料、文化ふれあい館指定管理料について説明をお願いします。

文化財課長。

文化財課長（斉藤廣之） 大宰府展示館指定管理料、期間は平成20年度から平成21年度の2ヵ年ということで508万円とさせていただいております。次に文化ふれあい館指定管理料、これも平成20年度、21年度の2ヵ年の限度額としまして9,887万4千円を計上させていただいております。

以上です。

委員長（清水章一委員） 大佐野スポーツ公園指定管理料、体育センター指定管理料、歴史スポーツ公園指定管理料、いきいき情報センター指定管理料について説明をお願いします。

生涯学習課長。

生涯学習課長（藤幸二郎） 午前中におはかり申しあげました指定管理者制度を取り入れた場合

のそれぞれの指定管理料、大佐野スポーツ公園660万円、体育センター696万円、歴史スポーツ公園1,200万円を計上させていただいております。なお、いきいき情報センター指定管理料につきましては期間が2年間ということで平成19年度の実績に基づいてしておるところでございます。

以上でございます。

委員長（清水章一委員） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第107号に対して討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第107号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって議案第107号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午後1時46分

~~~~~

委員長（清水章一委員） ここで、14時まで休憩します。

休憩 午後1時46分

~~~~~

再開 午後2時00分

日程第20 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

委員長（清水章一委員） 日程第20、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

この議案につきましては、本年9月議会で継続審査となっていたものです。

本案について、9月議会閉会后、各委員の皆さんは会派などでも調査・研究・協議を行われたことと思います。

委員の皆さんからご意見を伺いたいと思います。

武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 継続期間中に委員の中には会派代表者会とか開かれたり、議会運営委員

会でも議題になったりして、この発議について2回ほど会派や議会運営委員会、さまざまな形で審議をしているところですが、まだ、私としては会派の調整がとれてないんじゃないかなというふうな感じがしております、やはり議会全員に属することですから、全会派の合意が必要だと考えております。来年の4月1日からの施行ですし、できれば会派で統一して意思の統一を図るべきではないかと。まだ会派の調整中、その間何の審議もしてなくて、その間会派代表者会を開いたり、議会運営委員会を開いたり、執行部から出された内容ではありませんから。ずっと会議をしているところですが、まだ議会の調整ができていないという状況にありますが、委員会だけでこの問題を決定するには時期尚早だというふうに感じております。私としては全会派の合意形成を取っていただきたいなと思います。

委員長（清水章一委員） 他にご意見ございませんか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 9月議会で私たちは提案賛成した立場なんですけども、政務調査費というのは予算のカテゴリーでいうと項目上は補助金になるんですが、議会に対しての補助金の中で、まあ議会ということ考えなくて、補助金の執行率が50%強しかない補助団体に対して、決算特別委員会等で私たちがその団体に対して補助金額の減額をいったときに、ここまで話がこじれるものなのだろうかということが私は非常に、まあそれは皆さん様々なご意見があると思うんですけど、私個人としては今まで50%強くらいの執行率しかなかったものを取りあえず、私たち自身の手で減額をして、そしてもし私たち自身がさらに研鑽を重ねて、執行率が100%を越すような状況になれば、大野城市のように。その時態度を改めて増額なり何なりということを検討するのが議会としてのあり方ではないかというふうに考えています。

委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

門田委員。

委員（門田直樹委員） 渡邊委員のおっしゃるところの補助金ということなんですけど、いわゆる一般の市民団体に対する補助金とは性格が違うと思います。詳細は置いといてですね。これは単に総務文教常任委員会だけで審議するものかというふうなところでちょっと悩ましいものがあると思います。付託に関しまして我々も賛同したわけなんですけども、我々ひとり一人直接関わってくることで、まずは全会派全議員の合意でやれるのが一番望ましいと。こういうことなことにしまして、話し合いをすることにやぶさかではもちろんないんですけども、非常に唐突に出された感があります。この5千円の減額に関しまして、それが多いのか少ないのか一部には、じゃあ全額ですね、1年間なしにして、その間に本来の政務調査費とは何なのか、また、どうあるべきなのかということを話し合ったり、審議していこうと、そういうふうな仕組みを作ったらどうかとかいう声もございます。そういった中で今、総務文教常任委員会で結論といたしましては、採択、不採択、継続審議ぐらいしか今のところですね。そういった形がいいのかということに疑問を感じております。あくまでも全議員で何らか方向を見つけていくべきだと考えます。

委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 今、門田委員がおっしゃったご意見に私も確かに納得できるところもあります。確かに全議員で考えて、全議員の中でよりよくチェックしていく方法を考えることも重要なことだと思います。その中に議員改革とかの問題も入ってくるかも知れませんが、いずれにしても、議会の中のたとえばこういった金銭関係で改革ができる部分というのは定数削減に当然結びついてくるわけですが、それは次回の改選以降ということになりますし、私たち自身として現在の段階まで私が1期目の時から、やはり執行率が非常に低いのは使い勝手が悪いからということで会派の持ち帰りをして、何度も何度も使いやすいようにみんなで話し合いをして、ある程度事務局でそれをまとめていただいて、使いやすいような形で政務調査費の使い道を広げたという経過もあります。しかしながら1期目の4年目にしてみてもなかなか執行率が上がらないような状況でありました。

であと、唐突に出された感があるというのは、それはちょっと感じ方が違うのかも知れませんが、まず6月の会派代表者会に提案をいたしまして、その時に会派代表者会では現状維持でいくべきだという意見が多数を占めたために、でも9月の議会までに全体で会派に持ち帰って考えていただきたいということで6月の時点では終わっていたわけですが、8月の段階になりまして、各会派に持ち帰った結果というのが何も上がってこない状況で、私たちとしては来年度の4月1日からの実施ということを考えておりましたので、9月議会に出すのがやはり妥当ではないかと。そうしないと執行部の方としても予算編成の段階で非常に困ることになるだろうという思いがありまして9月の方に提出をさせていただいたという経過があります。したがって、唐突に出したというふうには私自身はあまり受け止めていないんですけど、その部分でいろいろ意思の疎通がうまくいかずに議員全体の周知が図れなかったという問題もあったのかもしれませんが、これは純粋にまず減額することに賛成なのか、そうでないのか、現状維持がいいとおっしゃる方はやはり私たちの意見には最初から反対されると思いますし、では減額はしてもいいけど、先ほどたとえば門田委員がおっしゃったように5千円でいいのか、あるいは全額なくしていいのか、もっと減額の幅を大きくした方がいいのか、少なくした方がいいのかというのは9月議会から12月議会の間にそれぞれの会派の中でやはり2ヶ月時間があつたわけですから十分検討される時間はあつたのではないかと思います。もし減額そのものには反対ではないけれども、内容的におかしいとか、この部分はもう少し時間をとった方がいいとかということであれば当然今議会に修正案が出てくるべきものではないかと考えておりますので、やはりあまりこういった内容、減額するかしないかということですから、こういった議案については長く審議をせずに、私は今議会中に結論を出す方がよろしいのではないかとこのように考えております。また、先ほどいいましたようにもし4月1日から減額が実施できるようでしたら、今議会中に結論が出てれば予算編成の段階にそれが間に合うということもありますので、3月になりますと執行部側としても非常に困惑されるところが出るというふうに思いますので、今議会中に何とかというふうに思っております。

委員長（清水章一委員） 門田委員。

委員（門田直樹委員） まず予算編成のこと、今渡邊委員おっしゃいましたけど、これは9月定例会の時の委員会で武藤委員がおっしゃってましたけども、現実問題、5千円でも1万円でも金額に関してはそもそも使っていない部分のことおっしゃっているわけですよね。だから執行部がどうお考えかちょっとよくわかりませんが、もともとまあその分調整がきく、いろいろな使途というのはおありじゃないだろうかと。まあこれらが・・・をして、その分操作の当初が出るわけですよね、まあ最初からそこに入れるだけの話で、いわゆる実質的な面ではあまり影響はないんじゃないだろうかと。それよりもまず我々がこの議員個人個人が、まずは会派で、議会はどうか、議会改革はどうかという中で先ほどいわれましたようなケース等等も含めて、根本的に考える。この5千円の根拠がどこから出たのか、その辺の話があるけども、現実に進んでないわけですよね。今の我々は会派、またはいくつかの会派一緒に勉強会とかしながら議論してきたんですけど、まだまだ全議員でその辺の話が進んでいない。ですからこの委員会で議会全体に関わることを何らかの結論を出すというんだったら、もちろん出しますけども、非常にその辺どうなのかということ、やはり私は何度も申しますけども、議会全体の改革の中でこれは考えていくべき、議論していくべきものではなかろうかと思えます。

委員長（清水章一委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 今、門田委員からもありましたけども、この政務調査費につきましては私たち付託された総務文教常任委員として議論をしなければいけない、そしてまた、それは会派に持ち寄り、それは議員ひとり一人の感覚があると思います。そういうことから出された市の財政面に寄与するようなことがあれば、先ほどから出ております分のお他、また大きく議会改革、いろんな角度からあるんじゃないかと思えます。それに対しましては時間もかかります。しかも人も動きます。そういう意味で私は議会改革特別委員会というのをまず作って、みんなで論議できるようなそういう方向性を持った方がいいのではないかなと私たちの会派ではそういう話をしました。そしてまた、いろんな定数問題、そして、合併している市の調査も今進めているところでございます。結論はなかなか出てまいりませんが、前向きに、本当に市の財政面に寄与するという観点で、この数字でいいのか、どうすればいいのか、他に何かよい案はないだろうかとこのところ考えているところです。

委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） これは9月議会の時に申しあげたんですけども、私自身も議会改革を行うことには非常に賛成をしております。先ほどから政務調査費の額の問題も出てきました様々な金額の問題も。でも一番その根本になってくるのは議員定数の問題だと思えますね。議員定数がどうなるかによって、例えば政務調査費をどうするのかとか、議員の報酬をどうするのかとか、そういう話が一番根本的な原因になるのは定数だと思いますので、その定数を扱うためには今、小柳委員がおっしゃったように様々な調査も必要だと思いますし、時間もかかると思えます。私が9月議会で申しあげたのは、いずれにしても次期からの改革になるわけです。

から、定数を合わせての根本的な改革というのは次回からの改選後の改革になるわけですから、今できることをまずやってみる。少しでもいいからやってみる。そこで不都合があればそれは議会で発議をして出した内容ですから、もう一度議会で話し合っただけでそれをもとに戻す、あるいは増額を進む話も出てくるかもしれませんし、それはその時点でもう一回臨機応変に私は考えていくべきではないかと考えてます。

委員長（清水章一委員） 武藤委員。

委員（武藤哲志委員） 当然議員ですから発議を出すことは権利としてあるわけですが、7会派ありまして、この総務文教常任委員会には2会派の方が会派代表者ではありませんので、会派代表者会議を開いて、その後、議会運営委員会を開いていただきたく、できれば延会をしていただいて、会派代表者会議で意見の調整をまとめていただければありがたいと思いますが。会期中に再度、その結果採決がということで、この段階では会派代表者会議では正式な議題にあがっていませんから。議会運営委員会でもどうするという結論には至っていません。正式に2会派だけの提案についてはあとの5会派の合意が取り付けられていませんから、その辺の調整を延会をして・・・。

委員長（清水章一委員） 今、武藤委員のご意見としては総務文教常任委員会今回結論を出さないうで今会期中に何らかの形で結論を出せるように、とりあえず委員会を延会して、そして7会派が全部入ったところの、他の会派の意見等も含んで全会派で合意できるようなこともあるのかどうかというところを・・・。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時16分

~~~~~

再開 午後2時49分

委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりします。

当委員会に審査付託されました本案件について、委員の皆さんからご意見をいただきながら審査いたしておりますが、本案件は総務文教常任委員会に付託されているものの、議員全体にかかる問題であること、また現在までそれぞれ会派や議員間で協議がなされておりますが、まだ結論が出ない状況であります。

そこで、再度全体で話をする機会を今会期中に持ち、あらためて今会期中に再度委員会を招集し、審査を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

よって本日は散会し、改めて今会期中に再開することといたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後 2 時50分



太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年2月27日

総務文教常任委員長 委員長 清水 章 一